

政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による都市ガス料金の値引きについて

当社は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」に事業者登録申請を行い、この度、補助対象事業者として採択されました。本事業は、政府が指定する値引き単価によりお客様の使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を政府が支援するものです。

当社は、2023年2月検針分以降、政府が指定する単価分を値引きしたうえでお客様へ料金を請求いたします。なお、本事業による値引きに関して、お客様ご自身でのお手続きや当社への連絡は不要です。

記

1. 都市ガス料金値引き概要

| | | | |
|-------------|-------------|---|------------------------|
| 対象のお客さま | | 当社と都市ガスのご契約があるお客さま (LP ガスで供給しているお客さまは本事業の対象外となります。) | |
| 大口契約のお客さま | 期間及び値引き単価 | 各月の原料費料金（税抜）に以下の値引き単価を反映させることにより、都市ガス料金を算定します。 | |
| | | 期 間 | 値引き単価（税抜） |
| | | 2023年2月検針分～2023年9月検針分 | 27.28 円/m ³ |
| | 2023年10月検針分 | 13.64 円/m ³ | |
| (一例) | 値引き額（税抜） | 月間のご使用量が 100,000 m ³ のお客さまは、毎月 2,728,000 円（2023年10月検針分は 1,364,000 円）の値引きとなります。 | |
| 大口契約以外のお客さま | 期間及び値引き単価 | 各月の原料費調整額（税込）に以下の値引き単価を反映させることにより、都市ガス料金を算定します。 | |
| | | 期 間 | 値引き単価（税込） |
| | | 2023年2月検針分～2023年9月検針分 | 30 円/m ³ |
| | 2023年10月検針分 | 15 円/m ³ | |
| (一例) | 値引き額（税込） | 月間のご使用量が 20 m ³ のお客さまは、毎月 600 円（2023年10月検針分は 300 円）の値引きとなります。 | |

2. 本事業に関するお問い合わせ先

電気・ガス価格激変緩和対策事務局

<フリーダイヤル> 0120-013-305 全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

3. ご参考

詳細は経済産業省資源エネルギー庁特設サイトをご覧ください。

電気・都市ガスをご利用するみなさまへ

電気・ガス価格激変緩和対策事業 | 経済産業省 資源エネルギー庁 (denkigas-gekihenkanwa.go.jp)

以上